

第6 内装制限・防火材料

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

1 防火材料

(1) 不燃材料（建基法第2条第9号）

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他建基政令第108条の2で定める性能をいう。）に関して、次に掲げるものとする。

ア 建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次に掲げる要件（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、(ア)及び(イ)）を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1400号）を用いるもの

(ア) 燃焼しないもの

(イ) 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないもの

(ウ) 避難上有害な煙又はガスを発生しないもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(2) 準不燃材料（建基政令第1条第5号）

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間前(1)．

アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1401号）を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(3) 難燃材料（建基政令第1条第6号）

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間前(1)．アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1402号）を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

2 内装制限を受ける建築物等

建基法第35条の2及び建築条例第17条の3の規定により内装制限を受ける建築物、部分等については、別表のとおりであること。

3 調理室等の火を使用する場所の取扱い

(1) 建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次のア又はイに掲げる仕上げとしなければならないこと。

ア 準不燃材料でしたもの

イ アに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

(2) 建基政令第 128 条の 4 第 4 項の「内装の制限を受ける調理室等で火を使用する場所」の取扱いは次によること。

ア 火気使用部分とその他の部分とが一体である室については、天井からおおむね 50cm 以上下方に突出した不燃材料でつくり又はおおわれた垂れ壁、その他これに類するもので当該部分が相互に区画された場合を除き、その室のすべてを内装制限の対象とするものであること。

イ 季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロ等を用いる室は、内装制限の対象とならないものであること。

ウ 暖炉、炉等を壁等の建築物の部分として設けた室については、その使用が季節的なものであっても内装制限の対象とするものであること。

(昭和 46 年 1 月 29 日建設省住指発第 44 号)

エ 電磁誘導加熱式調理器は、火気を使用しないため、建基法第 35 条の 2 に規定される「その他火を使用する設備若しくは器具」に該当しないことから、内装制限が適用されない。ただし、条例等による規制については、電気を熱源とする火気使用設備・器具として適用することに留意すること。

4 組合せによる内装仕上げ

(1) 天井の仕上げ材を不燃材料でし、かつ、壁の一部を木材等を用いた仕上げとする場合等、これまでの規定と異なる方法によった場合でも同様の効果が期待できる場合があることが判明しているため、国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによる内装の仕上げができること。

(2) 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げが、平成 12 年建設省告示第 1439 号で次のように定められたこと。

ア 建基政令第 129 条第 1 項第 1 号ロ及び同条第 4 項第 2 号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

(ア) 天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、準不燃材料ですること。

(イ) 壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維版（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む、以下「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料ですること。

イ 建基政令第 129 条第 1 項第 1 号ロ及び同条第 4 項第 2 号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、ア(イ)の木材等に係る仕上げの部分を次に定めるところによることとする。ただし、実験によって防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでないこと。

(ア) 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

(イ) 木材等の取付方法は、次の a 又は b のいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが 25mm 以上である場合においては、この限りでないこと。

a 木材等の厚さが 10mm 以上の場合にあつては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止する

ことができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が1 m以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

b 木材等の厚さが10mm未満の場合にあつては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

5 照明器具カバー、装飾用角材等の取扱い

(1) 壁又は天井の照明器具のカバー等で、壁又は天井面に占める表面積の1/10を超える場合は内装制限の対象とすること。

(昭和44年建設省住指発第149号、昭和45年建設省住指発第35号)

(2) 次に掲げるものは、内装制限の対象としないことができるものであること。

ア 壁、天井面に装飾用として設けた小規模の角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）

イ 和室のさお縁、天井のさお縁

6 居室から地上へ通じる通路の取扱い

建基政令第129条中の「その他の通路」には、「通路入口等に属するロビーの類」、「避難専用通路」、「避難上必要な他の用途部分の通り抜け部分」等が含まれるものであること。

(昭和44年5月1日建設省住指発第149号)

7 消防法令上の内装規制

(1) 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地からを対象とする。

(2) 建基法令上では、床面1.2m以下の部分は規制の範囲の対象としていないが、消防法令上にあつては、床面から規制の対象範囲になること。

(3) 次のア及びイに該当する押入れその他これに類するもの又はウのフルユニットバス等の壁及び天井については、エに掲げる内装規定の適用にあたって室内に面する部分として取り扱わないものであること。

ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物に存すること。

イ 収納のために人が内部に出入りするような規模及び形態を有していないこと。

ウ フルユニットバス、ユニット式の家庭用サウナ器及びトイレ・ブース

エ 内装規定

(ア) 政令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）

(イ) 省令第6条第2項（大型消火器具以外の消火器具の設置）

(ウ) 省令第13条第1項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）

(エ) 省令第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）

(オ) 条例第37条第1項（屋内消火栓設備に関する基準）

(4) 次の場合は、前(3)．エの内装規定の適用を受ける壁又は天井として取り扱うものであること。

- ア 室内等に天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さが高い場合（高さがおおむね2 m程度以上のもの）や床に固定された場合など、仕切られた空間が二つの別空間となるよう間仕切りが設けられた場合
- イ 壁又は天井の部分に回り縁、窓台その他これらに類する部分の木部等が露出する場合で、当該木部等の室内に面する部分の面積が、壁及び天井の表面積の1/10を超えるとき

8 防火材料の表示

(1) 成形品のマーク

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料（以下「防火材料」という。）として認定されたもののうち成形品（工場等で製造された規格品）については、工場等から出荷の際、その表面又は包装に表示マークを附すことになっているので施工前に確認するよう指導すること。◆

(2) 施工後の表示マーク

認定された防火材料については、各室又はこれに準ずる用途上の区分ごとに2か所以上に表示マークを附するよう指導すること。◆

なお、表示マークについては、常時貼付しておくべきものではないが、明らかに表面からのみでは防火材料の区分等が不明のものについては意匠上差し支えない場所（例えば点検口裏等）に貼付することで差し支えないこと。◆

9 防火材料の施工上等の留意事項

- (1) 火気使用設備周囲に断熱性のない鉄板等の材料を使用したり、湿度の高い場所にかさ比重が高い材料を使用すると、内装材料の防火性能が落ちることとなるので使用場所に応じた材料を選択すること。◆
- (2) 認定された防火材料には、使用条件が附されるものがあるので使用場所、施工上の条件等を確認するものであること。
- (3) 内装の一部にプラスチック系の断熱材料を使用する場合は、直接室内にその表面が表れないように（表面は断熱性を有する不燃材料で覆うこと。）するとともに引火点の低い接着剤が多く使われることからあらかじめ危険物の取扱いについて指導しておくこと。◆
- (4) 視認及び初期消火が困難となる場所に断熱材を施工する場合は、不燃性の断熱材を使用すること。◆
- (5) 断熱材を施工した天井等の部分にダウンライトを設置する場合は、S型ダウンライトを使用することを原則として指導すること。ただし、ダウンライトの製造業者が指定する施工方法により設置する場合にはこの限りではない。◆
- ※ S型ダウンライトとは、断熱材の施工に対して特別の注意を必要としないものであって、(社)日本照明器具工業会規格に適合するものをいう。

別表

特殊建築物等の内装一覧

	用途等	対象となる規模			内装箇所	内装材料		
		耐火建築物	準耐火建築物	その他		不燃	準不燃	難燃
①	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計 $\geq 400 \text{ m}^2$	客席の床面積の合計 $\geq 100 \text{ m}^2$		居室の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。）	○	○	○
					廊下、階段その他の通路の天井及び壁	○	○	—
②	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	3階以上の合計 $\geq 300 \text{ m}^2$ (注1)	2階部分の床面積の合計 $\geq 300 \text{ m}^2$ (病院、診療所については、収容施設がある場合に限る。) (注1)	床面積の合計 $\geq 200 \text{ m}^2$	居室の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。）	○	○	○
					廊下、階段その他の通路の天井及び壁	○	○	—
③	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売店（ $>10 \text{ m}^2$ ）	3階以上の床面積の合計 $1,000 \text{ m}^2$ (注1)	2階部分の床面積の合計 $\geq 500 \text{ m}^2$	床面積の合計 $\geq 200 \text{ m}^2$	居室の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。）	○	○	○
					廊下、階段その他の通路の天井及び壁	○	○	—
④	自動車車庫、自動車修理工場	全 部			当該用途部分、通路の天井及び壁	○	○	—
⑤	地階又は地下工作物内に設ける居室を①～③の用途に供する特殊建築物	全 部			居室、廊下、階段その他の通路	○	○	—
⑥	学校、体育館及び高さ31m以下の②の用途部分を除くすべての用途 (注2)	階数3以上：延べ面積 $>500 \text{ m}^2$ 階数2以上：延べ面積 $>1,000 \text{ m}^2$ 階数1以上：延べ面積 $>3,000 \text{ m}^2$			居室の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。）	○	○	○
					廊下、階段その他の通路の天井及び壁	○	○	—

⑦	排煙上無窓の居室 (天井から80cm以内の開放できる窓が居室床面積の1/50未満)	当該居室の床面積>50㎡ (ただし、天井の高さが6mを超えるものを除く。)		居室、廊下、階段その他の通路等の天井及び壁	○	○	—
⑧	採光無窓の居室 (建基政令第20条の有効採光のない温湿度調整を要する作業室等)	全 部 (ただし、天井の高さが6mを超えるものを除く。)			○	○	—
⑨	住宅及び併用住宅の調理室、浴室等	/	階数2以上の建築物の最上階以外の階	調理室等の天井及び壁	○	○	—
⑩	住宅以外の調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室等		全 部				
⑪	①、②及び③の用途	3階以上の階に居室があるもの		居室の天井	○	○	—
⑫	政令別表1(6)項の用途	全 部		居室(入所者の日常生活のために使用するものに限る。)の天井及び壁(床から1.2m以下の腰壁を除く。)	○	○	—
				廊下、階段その他の通路の天井及び壁	○	○	—

注1 100㎡(共同住宅にあつては200㎡)以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画されている部分の居室を除く。

注2 100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画され、かつ①～④の用途に供しない部分の居室で、耐火建築物又は準耐火建築物(イ)の高さ31m以下の部分にあるものを除く。